

傷害見舞金制度について

- ・ 傷害見舞金の請求手続きは、昨年度と同じです。
- ・ 用紙は日本協会の HP から取り出してください。
(HP → 競技者・普及育成 → 申請書一覧)
- ・ 傷害報告書 1 の「送金先」は、チーム代表者の口座 (傷害を負ったプレーヤーではない) を記入してください。押印も忘れないでください。
- ・ 傷害報告書 2 は、受傷機転が「スクラム」か「タックル」の時のみ必要です。
- ・ 治療が終了したら、傷害診断書を提出してください。
- ・ 傷害報告書 1・2 の提出は、受傷発生から 30 日以内、傷害診断書は 2 ヶ月以内にお願いします。(診断書は最大 6 ヶ月以内ですが、できるだけ早期にお願いします)
- ・ 脳震盪の場合は、受傷時に「疑い報告書」、復帰時に「復帰のための証明書」が必要です。

※協会の入金の詳細が明記されません。一度に複数名の入金があった場合、個人の判別ができませんので、できるだけ入金のお知らせをしたいと思います。書類を提出する際に、代表者(口座名を記入された方)のメールアドレスを教えてくださいと助かります。メモ程度で構いませんので、ご協力をお願いします。

傷害見舞金担当者：森原史隆

【自宅】

〒720-0092

福山市山手町 3-10-6

TEL 084-952-4930 (携帯電話、FAX はありません)

【勤務先】広島県立福山工業高等学校

〒720-0815

広島県福山市野上町 3-9-2

TEL 084-922-0261

FAX 084-922-3474

E-mail f-moriharak960951@hiroshima-c.ed.jp